（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）

第二十六条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

イ　登記事項証明書

ロ　［略］

［号の細分を削る。］

ハ　基準日における株主名簿

ニ　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

［号の細分を削る。］

ホ　第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ホ　［略］

［３～６　略］

（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）

第二十六条　［同上］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［同上］

イ　定款及び登記事項証明書

ロ　［同上］

ハ　基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

ニ　基準日における株主名簿

ホ　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ヘ　組織図（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ト　第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

チ　イからトまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

［イ～ハ　同上］

ニ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ホ　［同上］

［３～６　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第１中「５－１　全体の概要」、「５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業」及び「５－３　その他の事業」を削り、「５－２に掲げる事項」を「５に掲げる事項」に、「見込額」を「金額の目安」に改める。

別記様式第三中「事業の名称」を「１．事業の名称」に、「寄附年月日」を「２．寄附年月日」に、「寄附金額」を「３．寄附金額」に改め、（備考）の前に次の注を加える。

注　必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。